

京都市黒田トレーニングホール条例（平成17年3月25日京都市条例第77号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町黒田トレーニングホールを引き継ぎ、市民の心身の健全な発達に資するため、スポーツの用に供するための施設として、京都市黒田トレーニングホール（以下「ホール」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 ホールの位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北宮町宮野80番地の1

- 2 ホールにおいては、次の事業を行います。

(1) スポーツのための施設の提供

(2) スポーツの講習会等のための施設の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

- 3 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までです。

- 4 ホールの使用料は、次のとおりです。

区 分	使 用 料
体 育 室（1時間につき）	600円
付 属 設 備	別に定める。

- 5 使用の許可その他ホールを管理するために必要な事項を定めています。

- 6 ホールは、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

- 7 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市黒田トレーニングホール条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第77号

京都市黒田トレーニングホール条例

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達に資するため、スポーツの用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市黒田トレーニングホール

位置 京都市右京区京北宮町宮野80番地の1

(事業)

第2条 京都市黒田トレーニングホール（以下「ホール」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間)

第3条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第4条 ホールを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホールの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができ。

(特別の設備)

第9条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第11条 使用者は、ホールの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町黒田トレーニングホールの設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第4条の規定による承認の申請を行ったものであって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第4条の規定による承認を受けたものは、第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「文化財建造物保存技術研修センター」の右に「、黒田トレーニングホール」を加える。

別表第1（第6条関係）

区 分	使 用 料
体 育 室（1時間につき）	600円
付 属 設 備	別に定める。

備考 体育室を3時間を超えて使用する場合は、この表により計算した額に

1.5を乗じて得た額とする。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)